

安全保障理事会議長声明

「国際の平和および安全に対する脅威」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2010年2月24日に開催された、安全保障理事会の第6277回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、国際連合憲章に従った、国際の平和および安全の維持についてのその主要な責任を再確認する。

安全保障理事会は、世界の異なる地域で国際の安全に対する薬物取引および越境組織犯罪により幾つかの事例に与えられている重大な脅威に懸念をもって留意する。これらの国を越えた脅威は、大きくなる懸念の源である。

安全保障理事会は、この文脈において、幾つかの事例における、麻薬とその前駆物資の違法な栽培、生産および取引並びに違法な武器取引から生じる収益の利用を通してを含む、テロリズムの資金調達と薬物取引との増加する結び付きに懸念をもって更に留意する。

安全保障理事会は、これらの越境犯罪が、紛争後の国家を含む安保理の議題にある国家の安全を脅かすかもしれないことに留意し、また、適切ならば、かかる脅威を審議する安保理の意図を表明する。

安全保障理事会は、薬物取引および越境犯罪が国の権威を蝕む一因となっていることに懸念をもって留意する。

安全保障理事会は、地球的規模で広がった社会において、より良い新情報通信技術を備えた組織犯罪集団およびネットワークが、より多様化した幾つかの事例においては、国際の安全に対する脅威を悪化させ得る彼らの違法活動に結びつきつつあることに留意する。この文脈において、安保理は、特定の政治的状況で、資金を集めまたは政治的譲歩を得る目的で、世界のある地域での誘拐および人質事件の増加に懸念を表明する。サイバー犯罪の発展は、もう一つの特定の懸念材料である。

安全保障理事会は、薬物の違法生産、需要および取引に対抗した薬物取引に現れる傾向を確認するために、共通責任と分担責任を基礎に、国際的および地域的協力、並びに国際連合薬物犯罪事務所および国際麻薬統制委員会との協力を増やすことを、加盟国に対し求める。安保理は、パリ条約のような関連するイニシアティブを歓迎する。安保理は、加盟国が更なる行動を取ること、および国際連合麻薬委員会を通じた、UNODCとINCBによる具体的な提案を基礎に、化学的前駆物質の違法取引に対する戦いを強化することを目的とした実現可能な新しい国際的なイニシアティブを考慮することを、奨励する。

安全保障理事会は、適切な国際的取組の有効性を高めるために、国連機関、基金および計画を含む、国際連合活動の調整を奨励する。

安全保障理事会は、国際連合の他の関連機関と協同した UNODC の重要な活動を、再確認し賞賛する。

安全保障理事会は、薬物取引、越境組織犯罪、テロリズムおよび腐敗に対抗するため、および適切なならば、国際法に一致したこれらの犯罪に責任を有する個人および団体を捜査し訴追するための国際的、地域的および準地域的協力を強化することを、国家に対し奨励する。安全保障理事会の関連決議を含む国際法の下でのその義務の遵守を通して、国家は、国際の平和および安全の強化に役立つことができる。安保理は、1972 年の議定書により修正された 1961 年の麻薬に関する単一条約、1971 年の向精神薬に関する条約、1988 年の麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約、2000 年の越境組織犯罪防止条約およびその議定書、2003 年の腐敗の防止に関する国際連合条約並びにテロリズムに関する関連国際条約および議定書のような関連国際条約に、留意する。

安全保障理事会は、世界の様々な地域におけるテロ行為の多くの被害者について安保理の懸念を表明する。安保理は、テロリズムの行動、方法および実践並びにテロ行為と知っていたの資金提供、計画および煽動は、国際連合の目的および原則に反することであることを、更にくり返し表明する。安保理は、その動機、何時また誰により行われたかに関係なく、全てのテロ行為並びにテロの煽動を最も強い言葉で非難し続けることを、加盟国に対し求める。

安全保障理事会は、紛争防止戦略、紛争分析、統合された使節団の評価および計画作成における要素としてこれらの脅威を審議すること、また、これら脅威により当該議題での事態について果たされる役割に関する事務総長の報告書における分析を含んで、審議することを、事務総長に対し招請する。

安全保障理事会は、UNODC の執行委員長による、より定期的な基礎に基づく、適切な、更なる説明を歓迎する。